平成２４年（フ）第４４号
大阪府柏原市大字高井田1594番地の５
破産者　根本　雪男
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９０５号
大阪府大阪狭山市大野台６丁目18番６―102号
破産者　田守　佳代
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８号
兵庫県尼崎市猪名寺２丁目２番２―202号
破産者　黒岩　幹夫
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２６８号
徳島県徳島市国府町中312番地の25
破産者　笹田　惠子
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２号
鹿児島県鹿児島市桜島小池町45番地
破産者　萩原　四男
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３５８号
茨城県ひたちなか市大字中根3600番地67　東中根団地
破産者　大高　昭博
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１７７号
茨城県牛久市ひたち野東５丁目33番地　３―903、前住所埼玉県さいたま市浦和区領家２丁目12番６号サンライズ領家202号
破産者　入澤　智人
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
新潟市西蒲区巻甲389番地
破産者　谷　　邦裕
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６４号
山梨県山梨市歌田55番地
破産者　小宮山悦子
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６５号
山梨県山梨市歌田55番地
破産者　小宮山　勝
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４２号
愛知県安城市三河安城本町１丁目32番地８　エステートＮＯＢ603、旧住所愛知県安城市安城町宮前55番地12　サンシティ安城502
破産者　佐藤　正訓
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４１５号
大津市南小松1594番地の50、前住所大津市南比良525番地の５
破産者　大薗　敏雄
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５４号
兵庫県揖保郡太子町宮本175番地13、前住所大阪市旭区清水３丁目24番17号　Ｔ―ＷＩＮ清水町303号室
破産者　秋山　実希
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第３２号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町455番地の２　203
破産者　樽井　範秋
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０８号
広島県福山市御幸町大字上岩成956番地
破産者　内田　修嗣
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第８１号
山口県下関市長府黒門南町６番55号　長府さわやか園206号、住民票上の住所山口県下関市長府豊城町６番４号
破産者　熊野　　久
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
山口県下関市彦島西山町４丁目８番31号、前住所山口県下関市彦島桜ケ丘町５番17号
破産者　辛島傳二郎
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係